

2005 年 輸入統計品目表改正

新					旧				
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位	
85.28		テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター			85.28		テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター		
8528.12		- テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			8528.12		- テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
		- - カラーのもの					- - カラーのもの		
		- - - 液晶式のもの					- - - 画面が横16対縦9の比率のもの		NO
	011	- - - - 画面対角が59センチメートル未満のもの		NO		010			
	012	- - - - 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの		NO		090	- - - その他のもの		NO
							(省 略)		
	013	- - - - 画面対角が76センチメートル以上のもの		NO					
	020	- - - プラズマ式のもの		NO					
	090	- - - その他のもの		NO					
		(省 略)							

2005 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位	
85.29		第 85.25 項から第 85.28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 (省 略)			85.29		第 85.25 項から第 85.28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 (省 略)		
<u>8529.90</u>		<u>- その他のもの</u>			<u>8529.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>		<u>KG</u>
		<u>- - ディスプレイモジュール</u>							
		<u>- - - 液晶式のもの</u>							
	<u>111</u>	<u>- - - - 画面対角が 59 センチメートル未満のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	<u>112</u>	<u>- - - - 画面対角が 59 センチメートル以上 76 センチメートル未満のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	<u>113</u>	<u>- - - - 画面対角が 76 センチメートル以上のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	<u>120</u>	<u>- - - プラズマ式のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	<u>190</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	<u>900</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					

2005 年 輸入統計品目表改正

新					旧					
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位		
85.32		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー (省 略)			85.32		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー (省 略)			
<u>8532.30</u>	<u>000</u>	<u>- 可変式又は半固定式のコンデンサー</u> (削 除) (削 除) (省 略)	<u>TH</u>	<u>KG</u>	<u>8532.30</u>	<u>010</u> <u>090</u>	<u>- 可変式又は半固定式のコンデンサー</u> <u>- - 可変式のもの</u> <u>- - その他のもの</u> (省 略)	<u>TH</u> <u>TH</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	

2005 年 輸入統計品目表改正

新						旧						
統計品目番号		品 名		単位		統計品目番号		品 名		単位		
87.14		部分品及び附属品(第 87.11 項から第 87.13 項までの 車両のものに限る。) 										

2005 年 輸入統計品目表改正

新					旧					
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位		
90.14		羅針盤その他の航行用機器 (省 略)			90.14		羅針盤その他の航行用機器 (省 略)			
<u>9014.80</u>	<u>000</u>	<u>- その他の機器</u> (削 除) (削 除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9014.80</u>		<u>- その他の機器</u> <u>010</u> <u>- - 電気式のもの</u> <u>090</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	
<u>9014.90</u>	<u>000</u>	<u>- 部分品及び附属品</u> (削 除) (削 除)		<u>KG</u>	<u>9014.90</u>		<u>- 部分品及び附属品</u> <u>010</u> <u>- - 電気式機器用のもの</u> <u>020</u> <u>- - その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	

2005 年 輸入統計品目表改正

新					旧					
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位		
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機器、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略）			90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機器、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略）			
<u>9017.90</u>	<u>000</u>	<u>- 部分品及び附属品</u> （削 除） （削 除）		<u>KG</u>	<u>9017.90</u>	<u>010</u> <u>090</u>	<u>- 部分品及び附属品</u> <u>- - 電気式機器用のもの</u> <u>- - その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	

2005 年 輸入統計品目表改正

新					旧					
統計品目番号		品 名	単位		統計品目番号		品 名	単位		
90.21		整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。） 補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。） 人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 (省 略)			90.21		整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。） 補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。） 人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 (省 略)			
<u>9021.21</u>		- 義歯及び歯用の取付用品			<u>9021.21</u>	<u>000</u>	- 義歯及び歯用の取付用品			<u>K G</u>
	<u>010</u>	- - - 人工歯	<u>N O</u>	<u>K G</u>			(新 規)			
	<u>090</u>	- - - その他のもの	<u>N O</u>	<u>K G</u>			(新 規)			
		(省 略)					(省 略)			